

龍姫湖利用協議会設立総会次第

日時：令和4年10月17日(月) 14:00～
場所：安芸太田町役場東館2階 大集会室

1. 開 会

2. 挨拶（町長、温井ダム管理所長）

3. 出席者紹介

4. 経緯説明

5. 議 事

議案第1号 設立趣意書（案）

議案第2号 龍姫湖利用協議会規約（案）

議案第3号 協議会役員選出

6. 社会実験の現状報告

7. 意見交換

8. 閉 会

「龍姫湖利用協議会」設立趣意書

龍姫湖は、温井ダム(平成14年3月完成)の貯水池として誕生した湖であり、洪水調節及び水道用水等の供給のための水を貯留し、広島市、呉市をはじめとする瀬戸内海沿岸島しょ部への水源として重要な役割を担っています。

また、龍姫湖周辺は、自然豊かで美しい景観を有し、安芸太田町の貴重な資源となっています。

この水源地域が有する様々な資源と温井ダム・龍姫湖の積極的な活用や水源地域である安芸太田町の活性化を図るための「温井ダム水源地域ビジョン」が平成20年5月に策定され、ダム周辺の利活用について検討されたものの、龍姫湖の利用規則については、安芸太田町と国土交通省中国地方整備局温井ダム管理所の協定締結に基づき限られた利活用となっておりました。

しかし、その後、国においても「インフラへの理解を深めていただくために」普段訪れることのできないインフラの内部等を見ていただくことは重要であり、またインフラ自体も、「地域に人を呼び込み、地域活性化に寄与する」という点で有力な観光資源であるとの認識が広まり、平成31年3月には、国の有識者懇談会から更なるインフラツーリズムの拡大に向けた提言も提出され、積極的に取り組むこととされています。

安芸太田町においても、温井ダムについて、観光資源としての重要性を再度位置付けるとともに、湖面利用の更なる推進を図ることによって、インフラへの理解を高め、更なる地域活性化を図ることを目的として、地域関係者による「龍姫湖利用協議会」を設立し、安全・安心・快適な湖面利用計画を制定し、その的確な運用に取り組むこととします。

令和4年10月17日

龍姫湖利用協議会規約

(名称)

第1条 本会は「龍姫湖利用協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、龍姫湖及びその周辺の湖面利用計画の制定や運用を通して、龍姫湖を有効に利活用し、また、その恵まれた自然環境の保全を図るとともに、水難事故等を未然に防止し、かつ、事故が発生した場合には迅速かつ的確な対応を行うなどにより、地域の連携を深めることを目的とする。

(内容)

第3条 協議会は、以下の項目について協議する。

- (1) 龍姫湖の湖面利用計画の制定
- (2) 安全対策に関する事
- (3) その他目的達成に必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、別表1に定める団体よりそれぞれ1名を選出された者(以下「委員」という。)により組織する。ただし、協議会の中で了解をえた上で、運用上必要な委員の増減及び変更ができるものとする。

2 運営上必要と認められる者は、協議会の了解を得たうえで、委員以外の者が出席できるものとする。

3 協議会には、委員の互選によって会長をおく。

4 協議会には、会長の指名により副会長を1名おく。

5 委員が属していた団体の役職を離れたときは、その役職の後任者が継承するものとする。

(職務)

第5条 会長は、協議会を代表し会務を総括する。

2 副会長は、会長の職務を補佐し、会長不在時には会長の職務を代行する。

(協議会)

第6条 協議会は、毎年、原則1回開催する。なお、会長が必要と認めた場合も開催できるものとする。

2 協議会の議長は、会長がこれにあたる。

(招集)

第7条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、会議を構成する者の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 協議会に諮るべき議事については、協議会の招集によるほか、文書により各委員への照会を行い、委員全員の了承を得ることにより決することができる。

(議事)

第8条 協議会の議事は、委員の全員の一致により決するものとする。ただし、会長がやむを得ないと認めた場合、委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(代理出席)

第9条 協議会委員が、やむを得ない事由により出席できないときは代理人を出席させることができる。このとき代理人は、第7条に定める定足数として考慮するほか、第8条に定める議事に参加することができるものとする。

(事務)

第10条 協議会の事務局は、安芸太田町役場 産業観光課におく。

2 事務局は、会長の指示を受け協議会の事務を行う。

(幹事会)

第11条 この協議会を円滑に進めるため幹事会を設ける。なお、幹事は関係機関の職員をもって充てる。

2 幹事会は、会長または協議会事務局が必要と認めるときに招集する。

3 幹事会での調査検討事項は、協議会に報告し意見を述べることができる。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が協議会に諮って定めることができる。

附則

本規約は、令和4年10月17日から施行する。

別表1 龍姫湖利用協議会構成関係機関

関係機関	役職	備考
国土交通省中国地方整備局温井ダム管理所	所長	
広島県山県警察署	署長	
広島市消防局安佐北消防署	署長	
太田川上流漁業協同組合	組合長	
温井ネットワーク協議会	会長	
温井自治会	会長	
一般社団法人地域商社あきおおた	事業本部長	副会長
安芸太田町	町長	会長

※順不同

【協議会役員】第4条

役職名	氏名	団体名
会長	橋本 博明	安芸太田町長
副会長	栗栖 修司	一般社団法人 地域商社あきおおた 事業本部長

【協議会事務局】第10条

役職名	団体名
事務局	安芸太田町役場 産業観光課

【龍姫湖利用協議会設立総会出席者名簿】

令和4年10月17日開催

委員

団 体	役 職	氏 名
国土交通省中国地方整備局 温井ダム管理所	所長	藤井 勲
広島県山県警察署	署長	中川 英治
広島市安佐北消防署	署長	小田 富成
太田川上流漁協組合	組合長	河野 幸治
温井ネットワーク協議会	会長	佐々木 克己（欠席）
温井自治会	自治会長	栗栖 誠
（一社）地域商社あきおおた	事業本部長	栗栖 修司
安芸太田町	町長	橋本 博明

※順不同、敬称略

委員以外の出席者

団 体	役 職	氏 名
広島県山県警察署 地域交通課	課長	田邊 源太
広島市安佐北消防署 安芸太田出張所	所長	堀田 盛夫
安芸太田町	参事	木本 英哲
安芸太田町 産業観光課	課長	菅田 裕二
安芸太田町 産業観光課	課長補佐	正木 隆
安芸太田町 産業観光課	主任主事	佐々木 晃

※順不同、敬称略

龍姫湖利用協議会設立の経緯説明

今回の龍姫湖利用協議会設立にあたる経緯を説明します。

龍姫湖周辺の利活用については、平成 25 年 4 月に安芸太田町と温井ダム管理所との間で「龍姫湖湖面利用に関する暫定運用」の協定を締結しており、現在は協定の範囲内で運用可能なカヤック、SUP について、地域商社あきおおたを実施者として運用しております。

平成 31 年にはウェイクサーフィングレンドとしての潜在可能性を検証するための試走会を実施しております。

令和 3 年には広島市内の民間事業者である（株）ライフサービスが、町の行政財産である「温井ダム周辺環境施設」を活用したグランピングサイト（名称：温井ダムリゾート）を運営開始しました。また、観光庁の補助事業で温井ダムでのオンラインツアー、オンラインセミナーも実施され、龍姫湖周辺エリアの動きが活発になってきているところです。

現在、国は河川法の一部改正等により、ダムや湖を利用する際のインフラツーリズムを促進しています。温井ダムにおいては、町内外の民間事業者からダム湖周辺を利活用した、アクティビティ等の要望を多くいただいております。町としては、今後、龍姫湖周辺エリアを民間に開かれたエリアとすることで、安芸太田町の新たな観光拠点、誘客事業の展開、また、それに伴う収益的な効果創出の一環として、龍姫湖周辺の環境を活かし民間事業者の参画で地域を活性化していきたいと考えております。

民間に開かれたエリアとするためには、「都市・地域再生等利用区域の指定」の申請を行い、河川管理者の指定を受けることが必要になります。この指定を受けるためには、河川管理者、地方公共団体等で構成する協議会等により地域の合意を図ったうえで、地方公共団体等が申請し、河川管理者より指定されます。指定後は、営業活動等を行う事業者等は指定された区域内でのアクティビティ等の活動、イベントやオープンカフェ等の事業実施が可能となります。

今後指定を目指していくにあたり、安全・安心に湖面周辺を利用してもらうためのルール策定、利用を希望する民間事業者の審議する場として、協議会が必要になってくることから、本日、関係者の皆さまにお集まりいただいたうえ、設立趣意に賛同いただき設立したいと考えております。

設立に先立ち、9 月下旬より温井ダム管理所様にはご配慮いただき、湖面での社会実験をスタートさせていただきました。こちらの内容については、後ほど事務局よりご説明させていただきます。